

砂防人材育成行動計画の策定・実施及び、砂防人材育成委員会の継続設置について

先の平成 31(2019)年 3 月 28 日開催の理事会において、砂防人材育成委員会(委員長:平松晋也)より「砂防人材育成行動計画(案)に係る報告書」が報告された。

(公社)砂防学会は、当該報告書を踏まえ、海堀会長による「大学の砂防関係教育・研究者の人材に係る緊急アピール」とともに、砂防人材育成行動計画を策定し、今後、5 か年を目途に実施に取り組んで行く。

また、各部会及び各支部における砂防人材育成計画の実施を確実なものとするために、砂防人材育成委員会を継続設置する。

大学の砂防関係教育・研究者の人材に係る緊急アピール

(公社)砂防学会は、土砂災害の防止・減災のための砂防学をもとに、砂防技術の発展、砂防事業の推進、並びに砂防技術者の資質の向上を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展などに寄与することを目的として活動しています。

砂防学は、地域の安全・安心で、自然環境の保護や保全も考慮しながら地域社会へ貢献していく学問・研究分野であり、林学や土質力学的な観点が基礎となり、その上で、地形、地質、気象、水理や水文等の分野の知見も踏まえつつ、土地利用や人間心理、及び、ハザードマップ等を考えていく地域防災を展開します。また、法律や経済的なアプローチも必要かつ重要な位置づけとなっており、まさに総合科学として進められるべきものと考えています。

一方、近年、気候変動等により土砂災害が広域化、激甚化しており、土砂災害の防止・減災に対する社会的要請が高まっていますが、産・官・学のいずれにおいても、砂防の人材が不足しており、当学会の果たすべき目的の達成が危ぶまれています。

特に、砂防の人材育成をこれまで最も根幹的に担ってきた農学部林学関係を主体とする大学の教育・研究者が退職することによって、大学の砂防関係の教育・研究者が減少し、人材が今以上に不足する事態が迫っています。そして、将来の土砂災害の防止・減災にも大きな影響を与えかねない喫緊の課題となっています。

このため、昨年度、(公社)砂防学会に平松晋也信州大学教授を委員長とする砂防人材育成委員会を設置し、「砂防人材育成行動計画(案)に関する報告書」をまとめていただきました。

そして、当学会では、今後、5か年を目途に『砂防人材育成行動計画』を緊急的に実施することとしました。

学会員の皆さまにおかれましては、砂防の人材育成の根幹を担う大学の砂防関係の教育・研究者が不足する事態に対処するために、本行動計画に基づいて、砂防の人材育成の必要性和重要性を幅広く社会に訴え、行動していく必要があることを認識し、真剣な取組をお願いする次第です。

平成 31(2019)年 4 月 26 日
公益社団法人砂防学会
会長 海堀正博

砂防人材育成行動計画

今後、5か年を目途に、以下の項目を実施します。

<短期(1~2年)>

(1) 大学へ砂防の必要性、重要性を伝えること

大学における砂防の研究が継続されるよう、国内外の土砂災害の実態を伝える等、砂防学の必要性、重要性を大学に伝える活動を計画的かつ効果的に実施する。

(2) 砂防の研究の見える化に努めること(短期)

これまで砂防学会誌に掲載された論文を再編集・出版する等、砂防学の研究や技術を広く周知する。その際、携わった研究者が実績として評価されるよう工夫する。

(3) 若手研究者の研究を支援すること

若手研究者のキャリア開始・構築のため、研究方法等についての助言や、民間及び行政との連携に向け支援する。

(4) 研究開発の促進支援に努めること(短期)

砂防の研究がより効率的・効果的に実施できるよう、大学、民間及び行政機関が協働で取り組む関係の構築に努める。

(5) 大学1、2年生へ砂防をわかりやすく伝えること

大学1、2年生への教養教育の中で利活用できるよう、砂防をわかり易く説明したビジュアルな資料を作成し、講義や支部毎のリクルート等を実施する。また、新たな大学における教養教育での砂防の普及を模索する。

(6) 学会員の学会事務の軽減を図ること

砂防学会の事務局員を増員する等、砂防学会事務局の事務執行体制を強化することによって、会員の砂防学会に携わる際の事務負担を軽減する。

< 中 期 (3 ~ 5 年 迄 に 実 施) >

(1) 砂防人材育成に資する若手研究助成手法を検討すること

過去の若手研究助成実績を分析し、砂防人材育成の観点から、より効果的な助成手法を検討し、実施する。

(2) 砂防の研究の見える化に努めること (中期)

「出版プロジェクト委員会 (仮称)」、「砂防学会出版会 (仮称)」を常設し、砂防学会関連書籍を継続的に出版する体制を構築し、より積極的かつ戦略的に書籍の編集・出版を進める。また、砂防学会英文誌のインパクトファクター取得の取り組みを進める。

(3) 研究開発の促進支援に努めること (中期)

- ① 砂防のこれまでの研究をより効果的な理解と、今後の研究の課題をわかりやすく示唆できる取り組みを実施する。
- ② 砂防分野の若手研究者が国際的な研究コミュニティへの参画や、インパクトファクターの高い雑誌への掲載を支援する取り組みを実施する。

(4) 他分野・異分野の研究者との交流促進を図ること

砂防学は、総合科学として進められるべき学問・研究分野である事を情報発信するとともに、他分野・異分野の研究者との交流促進を図ること。

公益社団法人砂防学会業務規程第 29 条に基づく 砂防人材育成委員会の継続設置について

1. 目的

砂防関係の大学の教育・研究者の人材育成について、関係機関と連携して行うために必要な取り組みを検討し、砂防人材育成行動計画に基づいた取組の進捗状況を把握し、適宜、理事会に報告すること。

また、必要に応じ、砂防人材育成行動計画の見直し（案）について、理事会に報告すること。

2. 背景

気候変動等による土砂災害が激甚化、集中化しており、社会的ニーズが高まっているのに対して、産・官・学のいずれにおいても砂防分野の人材が不足している。人材の育成には 5 年、10 年と一定の期間がかかり、現在を担う砂防の人材が退職することによって、より一層、人材が不足する事態に対処する事は、砂防学会として、喫緊の課題である。

砂防人材育成委員会における 5 回の委員会を経て、平成 31 年 3 月 28 日、砂防人材育成行動計画(案)に関する報告書が理事会へ報告され、また、平成 31 年 4 月 26 日、砂防人材育成行動計画が総務部会から理事会へ提案された。

3. 構成

委員長は、専務理事とする。また、公益社団法人砂防学会委員会規定第 4 条に基づき、委員は委員長が委嘱する。その選出にあたっては、すべての部会及び産官学の分野からの参画できるよう留意する。

4. 期間

平成 31 年 4 月 26 日～2023 年度末までの 5 年間。

以上